

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

2025年 2月 4日

近江八幡市立総合医療センター
近江八幡市病院事業管理者 宮下 浩明
(公印省略)

1. 入札に付する事項

(1) 役務提供

委託業務名	仕様・数量
一般駐車場等警備誘導	別紙仕様書のとおり

- (2) 契約期間 2025年4月1日から2028年3月31日までの間 <長期継続契約>
(3) 維持管理場所 近江八幡市立総合医療センター敷地内（詳細は仕様書のとおり）
(4) 前提条件 2024年度（令和6年度）近江八幡市役務提供入札参加有資格者であること。

2. 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 2025年 3月 3日（月） 10時30分
(2) 入札場所 近江八幡市立総合医療センター2階 第4会議室
(3) 問い合わせは2025年 2月 10日（月）～2月 17日（月）の間の執務時間内（平日8時30分～17時15分）のみ総務課内管理グループ施設担当で受付けますので書面にて提出すること。
FAX・E-mail可とするが、下記13. 問い合わせ先担当者へ受信確認の連絡をすること。
尚、郵便による入札は取扱いません。
(4) 問い合わせに対する回答は2月20日（木）正午までに当医療センターホームページに掲載する。

3. 入札書の記載に関して

- (1) 入札書は所定の様式を使用すること。（但し、内訳書を添付すること）※内訳書の様式は問わない。
(2) 入札書の入札者の氏名は、代理人入札の場合、代理人の氏名と代理人の印鑑をお願いします。
(3) 入札書の金額は業務受託金額で仕様書記載のとおり 8時～18時（1名）+9時～13時（1名）+7時～17時（1名）の1日あたりの合計金額を消費税及び地方消費税抜きで記入すること。
※1日（10時間）には1時間の休憩を含む。
(4) 入札書記載の金額は100円単位までを有効とし、10円単位以下は切捨てとする。
（契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額とする。）

4. 業務委託内容

別紙仕様書のとおり ※再委託は認めない

5. 入札への不参加

入札は、開始時刻に遅れた者はいかなる理由があっても参加することができない。

6. 代理人の入札

入札を代理人が行う場合、代理人は入札時に委任状を提出しなければならない。
（入札当日、入札書投函までに担当者が提出時をご案内します。）

7. 開札及び再度入札

- (1) 開札は入札（投函）の終了後直ちに入札者立会いのうえ行う。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。但し、入札回数は原則として3回を限度とする。

8. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格（4時間1名の金額と10時間2名の金額の合計額）以下の最低価格をもって落札とする。
- (2) 落札者となるべき同価格入札者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。
尚、落札者となるべき同価格入札者はくじを辞退することはできない。

9. 入札無効に関する事項

次の各号の一に該当する場合は、その入札は無効となる。

- (1) 入札者の資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札に関し談合等の不正行為があったと認められるとき。
- (4) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- (5) 入札書の記載の金額を加除訂正したとき。
- (6) 入札書に記名押印がないとき。
- (7) 入札者が他人の代理をし、または代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (8) 内訳書の添付がないとき。
- (9) その他契約当事者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

10. その他必要事項・注意

- (1) 所定の入札書を使用すること。
- (2) 本公告文書及び別紙仕様書の内容を十分に理解したうえで入札に参加すること。
- (3) 必要に応じて事前に維持管理場所の確認のうえで入札に参加すること。
- (4) 一度提出した入札書は撤回することができない。
- (5) 契約の相手方となる資格を得た者は、2025年4月1日付で契約を締結しなければならない。
- (6) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。

11. 業務委託料の支払い方法

業務委託料の支払い方法は、1日あたりの契約金額×月間業務日数（1ヶ月分）で算出した金額を翌月末までに受託事業者が指定する口座に納付する。

12. 契約内容及び契約金額の変更

発注者は契約期間中（2025年4月1日～2028年3月31日）に必要があると認められるときは、業務委託仕様書又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、業務委託仕様書等を変更することができる。この場合において発注者は履行期間若しくは履行時間を変更する場合がある。

尚、契約期間中に消費税率の変更があった場合は変更月分より変更後の税率で算出した金額を納付する。

契約内容の不履行、不適切行為及び不適切発言等で発注者から再三の改善要請を行ったにもかかわらず是正されない場合は協議の上、配置人員の交替もしくは、契約期間中での契約解除もあるとする。

13. 問合わせ先

〒523-0082 近江八幡市土田町1379番地

近江八幡市立総合医療センター 総務課管理グループ 施設担当 堀井

TEL:0748-31-1214（直）

FAX:0748-33-4877（直）

E-mail : kanri@city.omihachiman.lg.jp